規 則

公布する 難病 の患者に 対 する 医療等に 関する法律施行細則 \mathcal{O} _ 部を改正 する規則をここに

令和二年三月三十 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼玉県規則第三十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則 難病の患者に対する医療等に関する法律施行 細 (平成二十六年埼玉県規則第八 則 \mathcal{O} 部を改正する規 則

五号) \mathcal{O} 一部を次の ように改正する。

 Ω 個人情報等に係る同意事項

本申請(申請書、診断書その他の添付書類)に基づく個

- \sim 引き継ぐこ 治療研究基礎資料として厚生労働省及び埼玉県に提供 他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居先の \cap
- ယ · 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関す

様式第

__ 号

(裏面)

中

4 回答を得ること 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関する 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給付に

に同意します。

使用することはありません。 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及び支

ე ე 個人情報等に係る同意事項

本申請 引き継ぐこ 式申請(申請書、診断書その他の添付書類)に基づ他の都道府県又は指定都市に転居する場合に転居 (申請書、 \sim

すること 都道府県又は指定都市に

人情報及び調査結果等を

目的に使用すること 関する事項の照会を行い

を

- ω ω に同意します。 回答を得ること 国、埼玉県及び埼玉県内の市町村が難病対策に関 国、地方公共団体、保険者等の関係機関に医療給
- **※** 使用することはありません。 本申請により得られた個人情報等は、上記同意事項及
- 6 臨床調査個人票の研究等への利用に関する事項

別に定める 「臨床調査個人票の研究等への利用に関 提出します。

給認定に関する 目的以外に

く個人情報及び調査結果等を 先の都道府県又は指定都市に

する目的に使用すること 付に関する事項の照会を行い

び支給認定に関する目的以外に

13
改
X)
る
(

	する同意書」
提出しません。	の提出にしいて